さいたま市業務委託低入札価格取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、さいたま市が発注する業務委託（ただし、建設工事に伴うものを除く。以下「業務」という。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）を執行するにあたり、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第１１条第３項（同規則第１９条第１項により準用する場合を含む。）の規定に基づき、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合における落札者の決定に関し必要な手続を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　契約審査委員会　さいたま市契約審査委員会設置要綱（平成１５年さいたま市制定）に基づき設置される契約審査委員会をいう。

⑵　業者選定委員会　さいたま市業務委託業者選定委員会設置要領（平成１７年さいたま市制定）に基づき設置される業務委託業者選定委員会をいう。

⑶　部担当課 さいたま市事務分掌規則（平成１５年さいたま市規則第８６号）等により業務委託における入札に関する分掌事務をもつ課所等をいう。

⑷　調査基準価格 契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格ではその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格をいう。

⑸　建物管理等業務　建物総合管理、受付案内、電話交換、駐車場管理及び設備機器等の運転、保守に関する業務をいう。

⑹　直接人件費　業務の予定価格算出の基礎となった直接人件費をいう。

⑺　直接物品費　業務の予定価格算出の基礎となった直接物品費をいう。

⑻　業務管理費　業務の予定価格算出の基礎となった業務管理費をいう。

⑼　一般管理費等　業務の予定価格算出の基礎となった一般管理費等をいう。

（対象とする契約）

第３条　この要綱の対象となる契約は、競争入札により締結する次に掲げる業務の請負契約のうち、当該契約の内容に適合した履行を確保するため必要があると認める契約とする。

⑴　建物管理等業務、清掃業務及び施設運転管理業務のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号。以下「特例政令」という。）の適用を受ける業務

⑵　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（調査基準価格設定の手続）

第４条　調査基準価格を設定しようとする場合は、次の各号に掲げる区分により承認を得るものとする。

⑴　５００万円未満の業務　業務を所管する部長
⑵　５００万円以上の業務　契約審査委員会
⑶　５００万円以上で調達課が指定する業務　業者選定委員会

（調査基準価格）

第５条　調査基準価格は、個々の業務内容を考慮し、次の各号に掲げる区分に応じ、業務を所管する部長が定める。

⑴　建物管理等業務、清掃業務及び施設運転管理業務のうち、特例政令の規定の適用を受ける業務

ア　原則として、直接人件費に１００分の８５を乗じて得た額（一円未満切捨て）、直接物品費に１００分の７０を乗じて得た額（一円未満切捨て）、業務管理費に１００分の７０を乗じて得た額（一円未満切捨て）及び一般管理費等に１００分の７０を乗じて得た額（一円未満切捨て）の合計額（千円未満切捨て）に１００分の１１０を乗じて得た額とする。

イ　アにより算出した調査基準価格が予定価格に１０分の８（下限値）を乗じて得た額に満たない場合においては、予定価格に１０分の８（下限値）を乗じて得た額とする。

ウ　ア、イの規定により定めることが困難な特別な業務における調査基準価格においては、予定価格に１０分の８（下限値）を乗じて得た額を下回らない額とする。

⑵　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
予定価格に１０分の６を乗じて得た額を下回らない額とする。

２　前項の規定により調査基準価格を定めたときは、予定価格書に金額を記入するものとする。

（入札参加者への告知）

第６条　第４条の規定により調査基準価格を設定した場合、部担当課の長、調達課長又は業務を所管する課長は、当該競争入札が調査基準価格を設定している入札である旨、入札参加者に告知しなければならない。

２　入札参加者への告知は、入札参加者への文書配布によることができるものとする。

（調査基準価格を下回る価格による入札）

第７条　部担当課の長又は調達課長は、競争入札の結果、予定価格の制限の範囲内の最低の価格（以下「最低入札価格」という。）が調査基準価格を下回る価格であったときは、落札の保留を宣言し、当該最低入札価格の入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて、業務主管課又は予算所管課に調査させるものとする。

２　部担当課の長又は調達課長は、当該最低価格入札者より入札金額見積内訳書を提出させ、業務主管課長又は予算所管課長に調査の依頼をするものとする。

３　業務主管課長又は予算所管課長は、当該最低価格入札者から入札金額の決定理由及び入札金額見積内訳書の内容について聴取し、必要に応じて別表に掲げる事項について確認、照会及び調査を行うものとする。なお、調査の結果については、前項の規定による依頼後７日以内に部担当課の長又は調達課長に回答するものとする。

（調査結果による措置）

第８条　部担当課の長又は調達課長は、前条の規定による調査の結果、当該最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めるときは、当該最低価格入札者を落札者と決定し、そのおそれがあると認めるときは、当該調査結果について低入札価格調査委員会の審査を受けなければならない。

（低入札価格調査委員会の審査結果を踏まえた落札者の決定）

第９条　部担当課の長又は調達課長は、前条の規定による低入札価格調査委員会の審査結果を踏まえ、当該最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めるときは、当該最低価格入札者を落札者と決定し、そのおそれがあると認めるときは、その者がした入札を失格とし、落札者としないものとする（以下「失格入札者」という。）。

２　前項の規定により当該最低価格入札者を落札者としない場合において、予定価格の制限の範囲内の最低入札価格に次いで低い価格（以下「次順位価格」という。）が調査基準価格以上の価格であったときは、部担当課の長又は調達課長は、当該次順位価格の入札者を落札者と決定するものとする。

３　前項に規定する場合において、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、当該次順位価格につき第７条から前項までの規定を準用する。

（落札者決定の通知）

第１０条　低入札価格調査委員会の審査結果を踏まえた落札者の決定については、原則として入札執行後２１日以内に通知するものとし、低入札価格調査委員会の審査をすることなく当該最低価格入札者を落札者とする場合は、入札執行後１４日以内に通知するものとする。

２　前条第３項に規定する場合において、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、前項中「２１日」及び「１４日」とあるのは、次の各号に定める日数に読み替えるものとする。

⑴　２１日

　失格入札者の数に７を乗じて得た数に２１を加えた日数

⑵　１４日

　失格入札者の数に７を乗じて得た数に１４を加えた日数

（低入札価格調査委員会の設置）

第１１条　第８条に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて審査するため、契約審査委員会又は業者選定委員会の所管する範囲ごとに低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

（調査委員会の組織）

第１２条　調査委員会の会長及び委員は、契約審査委員会の委員長及び委員又は業者選定委員会の委員長及び委員をもってこれに充てる。

（調査委員会の会長等の職務）

第１３条　会長は、調査委員会を代表し、会務を総理する。

（調査委員会の開催）

第１４条　調査委員会は、必要の都度会長が招集する。

２　調査委員会は、過半数の委員の出席がなければ開催することができない。

３　緊急かつ、やむを得ない理由により調査委員会を開催できないときは、調査事項を記載した書面を委員に回付して、調査委員会の開催に代えることができる。

（事務局）

第１５条　調査委員会の事務局は、契約審査委員会の庶務を担当する課又は調達課に置く。

（その他）

第１６条　この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成１５年１月６日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に執行される業務委託契約から適用し、同日前に執行された業務委託契約については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１７年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成２９年１０月１日から施行する。

（さいたま市業務委託低入札価格取扱要綱運用指針の廃止）

２　さいたま市業務委託低入札価格取扱要綱運用指針は、廃止する。

（経過措置）

３　この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った業務委託契約については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年１月１日から施行する。

別表（第７条関係）

確認事項	確認に必要な資料等の具体例
入札金額の決定理由及び入札金額内訳書の内容（極端に低いものは何かを確認）	入札金額の決定理由が示された資料等
入札対象委託業務履行場所付近における履行中の委託業務の状況	現在履行中の契約書等
同種・類似の履行中の委託業務の状況がわかる資料	現在履行中の契約書等
入札対象委託業務履行場所と営業所、倉庫等の地理的関係	現在履行中の業務場所の地図等
当該委託業務に係る手持ち資材等の状況	資材購入予定先及び入札者と資材購入予定先との関係がわかる資料
手持ち機械類の数の状況	備品台帳又はこれに類するもの
労務者の具体的調達見通し	労務者の調達計画等
過去に履行した同業種委託業務名及び発注者	業務実績一覧などこれに類するもの
その他必要な事項	